

## 第2号様式

### 基礎的捜査書類作成能力検定の実施について（概要）

（平成26年2月19日 鹿刑企第23号ほか）

本通達は、基礎的捜査書類作成能力検定の実施に必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 検定の趣旨
- 捜査書類検定の実施方法
- 合格基準及び設問、合格決定
- 不合格者に対する措置

等である。